

令和7年度 第11回

町公営住宅空家入居申込のしおり

～募集概要～

申込受付

期間 令和8年2月2日(月)～2月9日(月)(土日祝日は除きます)
時間 8時30分から17時00分まで(12時から12時45分までを除く)
団地 栄町団地 86-1A-102(3LDK):風呂・給湯設備なし
栄町団地 87-2A-301(2LDK):風呂・給湯設備なし
窓口 南幌町役場 都市整備課 都市施設係(南幌町栄町3丁目2番1号)
☎(011)398-7226(直通)

部屋の見学

日時 令和8年2月2日(月)～2月6日(金)随時

※業務の都合上、対応できない場合がありますので、事前に電話連絡してください。

抽選

日時 令和8年2月10日(火) 10時00分開始

会場 南幌町役場

その他 抽選は、自由参加とします。当選した場合は電話で連絡しますので、日中連絡が取れる電話番号を必ず申込書に記入して下さい。**2月10日の17時までに連絡が取れない場合は、辞退と見なし補欠が繰上当選となります。**

入居予定日 令和8年3月中旬 ※手続きの状況により前後することがあります。

～申込資格～

①住宅が無く困っている方

持家がある方、又は公営住宅に入居中の方は、原則申し込みができません。

②収入が次の基準以下の方(政令月収計算シートで確認できます)

一般階層 政令月収158,000円以下 裁量階層 政令月収214,000円以下

③同居親族がいる方

④暴力団員ではない方(暴力団員の方は申し込みできません)

⑤子育て世帯の方、高齢者世帯の方、身体に障害のある方等

※町外の方が申込みの場合は、募集戸数が3戸以上の場合とし、同じ住宅を町内の方が希望された場合は抽選とならず、町内の方が優先となります。

※申込資格の審査について

申込資格の審査は、申込の時点では行わず、抽選後に当選された方のみ行います。

当選された方でも、資格審査により当選無効となる場合があることを、ご承知おきください。

なお、申込資格の有無を確認されたい方は、確認できる書類をお持ちのうえ、お申し出願います。

～申込みについての注意事項～

- ①申込みは1世帯1戸に限ります。
- ②申込みは、本人がしてください。電話・郵送による申込み受付はしておりません。
- ③申込書、証明書類に虚偽の事実が判明した場合、入居に至って同居親族が変更となる場合は、当選取消・退去となります。
- ④持家を処分して申込みされる方は、それが分かる登記簿謄本、又は売買契約書等を提出していただきます。持家を所有されている方は申込みができません。
- ⑤結婚予定で申込みされる方は、申込日から3ヶ月以内に入籍する方で入居日から同居していただきます。なお、入籍後に入籍を確認できる住民票、または戸籍謄本を提出していただきます。
- ⑥離婚協議中の方は、「裁判所からの離婚協議中を証明する書類」を申込時にご提出ください。ただし、入居日は離婚成立後とさせていただきますので、ご了承の上申込願います。
- ⑦申込み時点で働いている方は、退職予定であっても所得を含めて、収入認定します。ただし、入居日までに退職する方は、入居前に離職票などを提出していただきます。
- ⑧駐車可能台数は1台です。
- ⑨ストーブ(FF式)・照明器具・網戸はありません。入居者の方の負担になります。
- ⑩犬・猫等のペット飼育はできません。(同居する方も同様です)

～申込みに必要な書類(郵送不可)～

・南幌町公営住宅入居申込書

・同意書

※上記の他、担当より書類の提出をお願いする場合がございますのでご承知おき願います。

当選された方のみ、次の書類を提出していただき、資格審査をします

- ①入居申込世帯全員の1年間の所得を証明する書類(高校生以下の学生を除く)
所得証明書(役場税務課発行)、又は源泉徴収票(勤務先発行)をご提出ください。
※前1年間において勤務先に異動等があった方は、上記以外の書類の提出が必要となりますので、詳しくは担当までお申し付けください。
- ②入居申込世帯全員の住民票 (本籍・続柄・世帯主を省略していないもの)
※今まで別居していた方が同居する場合は、戸籍謄本の提出も必要となります。
- ③障害者手帳や療育手帳をお持ちの方はご持参ください。

審査の結果、入居決定となつた方は下記の手続きをして頂きます

①南幌町公営住宅入居請書の提出

担当から「請書」をお渡しますので、緊急時の連絡先、2名の方から連署・押印しご提出ください。
※可能な限り南幌町内在住の方か、近隣にお住まいの方で、団体名(会社名)ではなく、個人の方にお願いしてください。

②敷金の納付(家賃の2ヶ月分)

担当から「納付書」をお渡しますので、指定期限・金融機関にて納付をお願いします。

～家賃額の決定について～（詳しくは窓口にてご確認ください。）

世帯の政令月収額により決定します。政令月収額を政令月収計算表により計算します。

●月収額の計算方法(年間総所得額－控除額÷12カ月＝月収額)

※月収額15万8千円(裁量階層は21万4千円)を超える場合は、公営住宅の申込はできません。

※政令月収額を次の収入基準表に当てはめ、収入分位を確認し、収入分位を募集団地一覧表に当てはめ、家賃を確認してください。

●町公営住宅入居申込みの際収入とならないもの(課税対象外)

障害、遺族年金(恩給)・生活保護法に基づく扶助費・雇用保険金・労災保険金・休業補償・親等からの仕送り(一時金等は、収入とみなさない場合があります)

収入基準表（令和7年度）

	月 収 額	収入分位	給湯設備・風呂なし 86-1A-102 (3LDK)	給湯設備・風呂なし 87-2A-301 (2LDK)
一般階層	0円～104,000円	1	16,100円	13,800円
	104,001円～123,000円	2	18,600円	16,000円
	123,001円～139,000円	3	21,200円	18,300円
	139,001円～158,000円	4	23,900円	20,600円
裁量階層	158,001円～186,000円	5	27,400円	23,500円
	186,001円～214,000円	6	31,600円	27,500円

裁量階層とは、次のいずれかに該当する世帯を指し、所得基準の上限を拡大しております。

①入居者又は同居者に障害者基本法第2条に該当する障害のある方がいる場合

(身体障害)：身体障害者手帳「1級から4級まで」の交付を受けた方

(精神障害)：精神障害者保健福祉手帳「1級又は2級」の交付を受けた方

(知的障害)：重度又は中度の知的障害者(児)と判定された方

②入居者が60歳以上でかつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方

③戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が建設省令で定める程度の方

④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている方

⑤海外から日本に引き揚げて来て、5年を経過していない方

⑥ハンセン病療養所入所者等に対する補償金支給等に関する法律第2条に規定される方

⑦現に同居、又は同居しようとする親族に、1人以上が小学校就学前のお子さんがいる方

⑧同居者に18歳未満の方が3人以上いる方

⑨入居者及び同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していない方

～家賃等について～

①月途中で入居の場合、その月の家賃を日割りで計算します。家賃は入居決定日からかかります。

②敷金は、決定家賃の2ヶ月分です。

上記以外に、団地内の共通経費(町内会費・除雪代・電気代等)がかかります。

一部当番制(除雪・共用部分の清掃等)もありますので、共同生活を送るご協力をお願ひいたします。

～入居までの流れ～

①申込受付 **2月2日(月)～2月9日(月)**

②公開抽選 **2月10日(火)10時00分から**

* 当選者及び補欠順位を決定します。補欠は今回の当選者が辞退した場合に限り繰り上げ当選になります(抽選会は自由参加とします)。

* 当選した場合は電話で連絡しますので、日中連絡が取れる電話番号を申込書に必ず記入して下さい。公開抽選日の17時までに連絡が付かなかった場合、辞退と見なします。

* 落選された方には連絡いたしません。

③資格審査 **2月10日(火)～2月17日(火)まで(印鑑・下記書類持参)**

資格審査により当選無効となる場合があること、ご承知おき下さい

・世帯全員分の本籍・続柄・世帯主等を省略していない住民票の提出。

今まで別居していた方が同居する場合は戸籍謄本の提出も必要です。

・世帯全員の収入の分かる書類(学生除く・3参照)

・障害者手帳等(お持ちの方)

④資格審査後 入居が決定した方は下記の手続きが必要です。

・**入居請書**を提出してください(緊急時の連絡先2名必要)

・**敷金の領収書**を提示してください。担当より敷金の納付書(**家賃2ヶ月分**)をお渡ししますので役場出納室等で、お支払いのうえ、その領収書を必ずお持ち下さい。

⑤鍵の引渡し **令和8年3月中旬頃** ※上記手続きが完了した後、鍵をお渡します。

⑥入居予定日 **令和8年3月中旬頃** (入居決定日から10日以内に入居してください)

入居しましたら、公営住宅の住所に異動した住民票のご提出をお願いいたします。

住民票提出後でなければ、システム登録ができないため、忘れずにご提出ください。

～団地生活について～(申込み前に必ずお読みください)

公営住宅は入居者の共同生活の場ですから、入居される皆様が協力し共同で作業しなければならないことがあります。

お互いに気を配り合い住み良い団地にするため、入居されましたらご協力をよろしくお願ひいたします。

※共同生活を送るための協力ができない方は入居の申込みをご遠慮願います。

①共同で使用する電気代、消耗品費、町内会費、除雪代などの負担があります。一部当番制もありますので、共同生活を送るご協力をお願ひいたします。

②除雪、共用部分の清掃、草刈りなどの共同作業をしていただきます。（一部当番制あり）

③壁が防音ではないため音が漏れます。お互い騒音にはならないよう気をつけて頂くとともに日常的に生活音がすることにご理解いただきますようお願ひいたします。

④そのほかにも生活上の問題などについては、皆様で協力して解決していただきます。

⑤団地内に駐車できる台数は、各住戸につき1台分用意しています。また、通路などに停めた場合、団地内通行の安全が確保できず、また冬期間の除雪に支障を来しますので指定された駐車スペースに駐車してください。

⑥犬、猫等のペット飼育はできません。

住戸内外で犬、猫等を飼うことは禁止しております。(同居する方も同様です)

鳴き声、臭い等で、他の入居者の迷惑となります。また、ふすまや壁を傷つけたり、住宅内に臭いが残る等の問題があるためです。

～入居後の家賃について(収入申告)～

家賃額は世帯収入を基に毎年決定します。

①今後の家賃の決め方については、毎年9月に入居者の方から「収入申告書」を提出いただき、入居者の収入と住宅の性能(利便性や住宅の規模等)をもとに家賃額を決定することになります。

②年金収入等、前年と収入額が変わらない場合でも「収入申告書」は毎年提出しなければなりません。

③入居後に家族の収入の状況に変更が生じた場合(就職・失業・転職等)や、世帯員に異動がある場合(出生・転出・死亡等)には、必ず届出が必要となります(家賃が変わる場合があります)。

※「収入申告書」の提出がない場合は、近傍同種（市場家賃）を課する事となりますのでご注意ください。

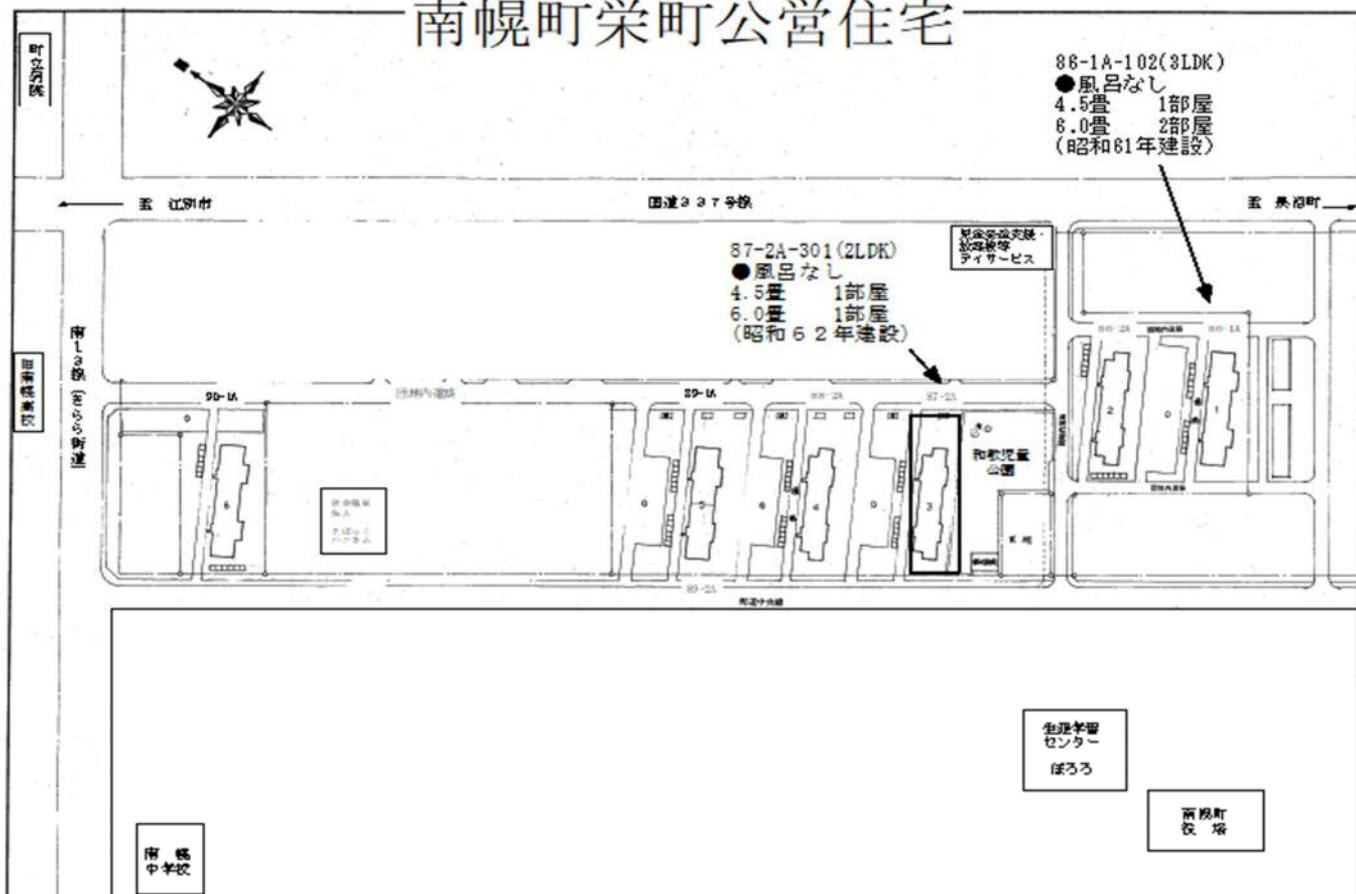
近傍同種(市場家賃)とは、民間家賃に準じて算出されたものを言い、原価償却費修繕費、管理事務費等を算出したもので、その住宅のもっとも高い家賃です。

10 抽選方法について

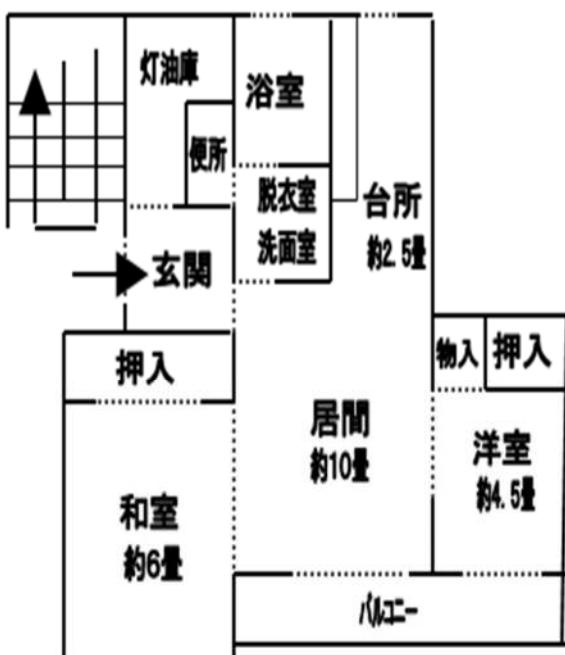
(1) 受付…受付順番が抽選番号になります。

(2) 抽選…人数分の玉が入った抽選器で係員がくじ引きをします。出た番号（受付番号）の方が当選となります。その後補欠を決めます。

南幌町栄町公営住宅



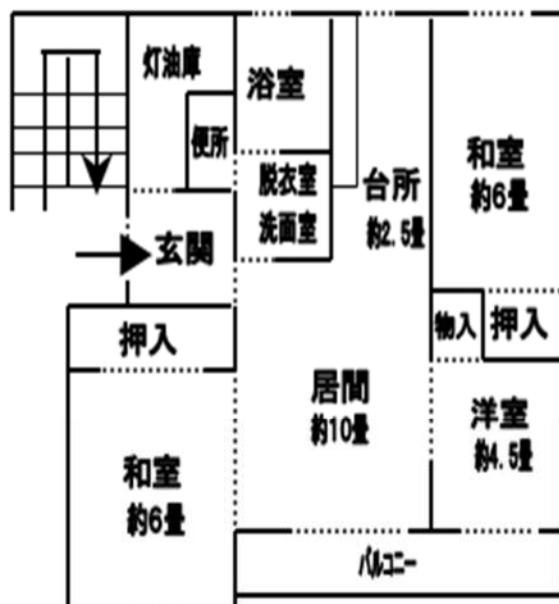
87-2A-301平面図 58.82m²(2LDK)



●風呂・給湯設備なし

(昭和62年建設)

86-1A-102 平面図 69.35m²(3LDK)



●風呂・給湯設備なし

(昭和61年建設)

86-1A-102(3LDK)
●風呂なし
4.5畳 1部屋
6.0畳 2部屋
(昭和61年建設)

87-2A-301(2LDK)
●風呂なし
4.5畳 1部屋
6.0畳 1部屋
(昭和62年建設)